

清里町国民健康保険医療費について

国民健康保険は、地域住民の健康保持増進を図るため、住民に身近な地域医療保険として市町村が保険者となって運営しています。今回は、清里町国民健康保険医療費の現状及びその要因について、考えてみます。

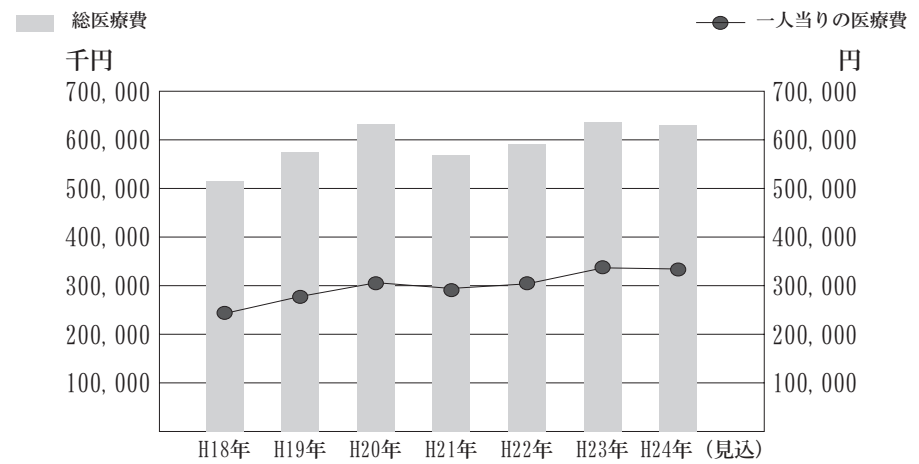
平成23年度の医療費

は過去最高となり、今年度においても同程度になると予想されます。

また1人당りにかかる医療費についても、増加しています。

これは高齢になるにつれて医療機関を受診する機会が増え、また昔に比べると高度な医療を受けることが出来るようになったことが一つの要因として考えられます。

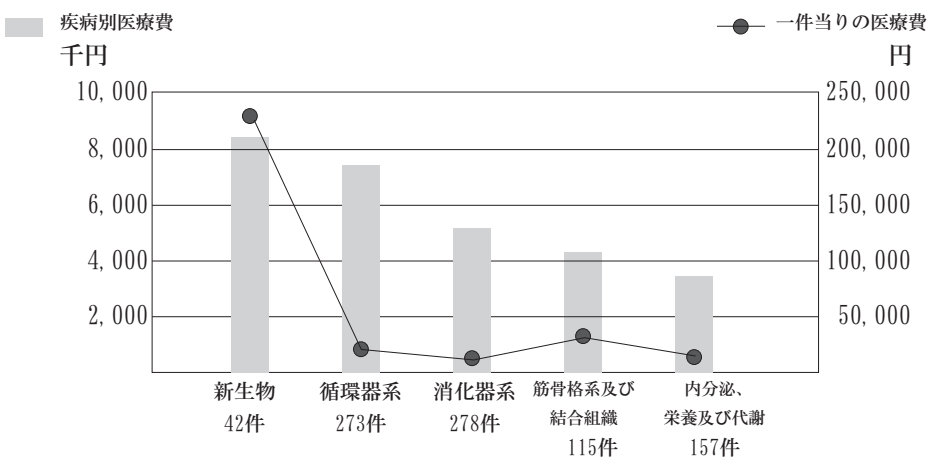
清里町国民健康保険医療費の推移



疾病の分類別の医療費

を見てみると、1位は新生物（がん等）、2位は循環器系の疾患となっています。新生物（がん等）は一件当りの医療費が高額なため、件数は少ないですが最も医療費がかかる疾病となっています。対照的に循環器系の疾患（心疾患等）は1件当りの医療費はそれほど高くはありませんが、件数が多いため全体として高額となっています。

清里町国民健康保険医療費から見た上位5疾病 (平成24年5月診療分)



がんは生活習慣に起因する疾病

であると言われ、禁煙や減塩、運動などの健康習慣を実践することにより発症のリスクが抑えられるという、国立がん研究センターの研究結果もあります。また、循環器系の疾患には脳梗塞や脳出血、狭心症や心筋梗塞などがあり、これも毎日の良くない生活習慣の積み重ねにより引き起こされる生活習慣病と言われています。

少子高齢化

により全体における高齢者の割合は今後ますます高まり、高齢者の医療費や介護にかかる現役世代の負担はより一層重くなると思われます。そのような状況において活力ある社会を実現するためには、生活習慣病を予防し、健康な高齢者が増えることが重要となります。国では健康日本21という運動の中で、がん、循環器疾患、糖尿病及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）への対策を、包括的に取り組むべき重要な課題と位置付け、食生活の改善や運動習慣の定着等一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展などの重症化の予防に重点を置いた対策を推進すべきであるとしています。

清里町の国民健康保険

は皆さんの保険税を基に運営しています。今後も医療費が増え続けると、運営に支障をきたし、支える現役世代の負担はますます重くなります。そのようなことにならないために、一人ひとりが生活習慣を見直し、病気にならない健康な身体でいることが大切です。生活習慣の改善は大変なことですが、食生活の見直しや運動、禁煙などできることから取り組んでみましょう。

後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳から（65歳からの一定の障がいにあたる方）の医療保険制度

後期高齢者医療保険料のお支払い方法は、「年金からのお支払い（特別徴収）」と「納付書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つの方法があります。ご自身のお支払い方法については、お手元の保険料額決定通知書（納入通知書）をご確認ください。

《特別徴収》

年金からのお支払いとなります。

- なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。
 - ・受給している年金額が、年額18万円未満の方
 - ・介護保険料と合わせての保険料額が年金支給額の半分を超える方
- 年齢到達等で後期高齢者医療保険に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。「納入通知書」や「口座振替」の方法によりお支払いいただくこととなります。

《普通徴収》

納入通知書・口座振替により、役場出納窓口や金融機関でのお支払いとなります。

- なお、口座振替に変更する場合、納期によって時期が変更になる場合があります。保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。現在、年金からのお支払い（特別徴収）の方は、ご希望により口座振替に変更することができます。口座振替への変更をご希望される方は、町民課町民生活グループへお申し出ください。
 - なお、手続きに必要なものは次のとおりです。
 - ・「本人の保険証」、「口座振替の預金通帳とお届け印」が必要です。
 - ・口座振替を行う、各金融機関への届出が必要となります。

※ご注意ください

- 国民健康保険税を口座振替によるお支払いをされていた方も、後期高齢者医療制度に移行された場合は、お手数ですが、再度、各金融機関において口座振替の手続きが必要となります。（これまでの手続きについては新しい保険制度に移行したことから、解消されています。）
- 保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。
- 年金からお支払いされた方は、年金を受け取る方の社会保険料控除の対象となります。
- 年金からのお支払いなどから口座振替への変更を希望されない方は、お手続きの必要はありません。

第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画の策定にかかる 住民意見募集（パブリックコメント）の実施について

「後期高齢者医療制度」は75歳以上と65歳以上の一定の障がいを持つ方が加入する医療保険制度です。北海道では、道内の自治体が1つになって北海道後期高齢者医療広域連合として運営を行っています。後期高齢者医療の広域運営にかかる広域計画の策定に伴い、住民意見の募集（パブリックコメント）を行います。内容は、「第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）」で平成25年から平成29年度までの5カ年の計画書のもととなるものです。

- 1 件名 第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）
 - 2 意見の募集期間 平成24年12月7日（金）から平成25年1月7日（月）まで
 - 3 資料の掲示場所 清里町役場1階ロビー・札弦センター・緑センター
北海道後期高齢者医療広域連合ホームページからも資料を見ることができます。
(<http://iryokouki-hokkaido.jp>)
 - 4 意見の提出方法 意見については、住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、次の方法にて提出ください。
 - ①北海道後期高齢者医療広域連合への郵送、FAX、電子メール
 - ②北海道後期高齢者医療広域連合及び清里町町民課町民生活グループ医療保険担当窓口への持参
 - 5 住民意見募集実施後について
いただいた意見の概要や意見に対する北海道後期高齢者医療広域連合の考え方については、後日北海道後期高齢者医療広域連合のホームページにて公表します。（個別の回答は行いません。）
※この住民意見募集は、北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療制度に関わるもので、清里町への意見提出ではありませんので、主旨をご理解の上、ご協力をお願い致します。
- お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館内 ☎ 011-290-5601